

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2020年6月(2020.5.19~2020.6.22)

法令情報

1. 大気汚染防止法の一部を改正する法律 <法律第39号> (2020.6.5公布、2年以内に施行他)

今回の改正で現状の課題である事前調査における石綿含有建材の見落としや除去作業時の石綿含有建材の取り残しについて対策がおこなわれます。一定規模以上の解体等工事について元請業者は、石綿含有建材の有無にかかわらず都道府県への事前調査結果の報告や調査記録の保存が義務付けられます。

解体等工事の元請業者等に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107831.html>

2. 新型コロナウイルス感染症の影響による 温対法 に基づく報告等の期限延長について

-1. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

<内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号> (4件共2020.6.5公布、同日施行)

-2. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第4号の規定に基づき、

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第4号>

-3. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第4条第1項ただし書、第6条第1項ただし書、第11条(第12条第3項及び第5項において読み替えて適用する場合に限る。)、

第13条第1項ただし書 並びに 第15条第1項ただし書の規定に基づき、

各条項の事由 並びに 環境大臣及び経済産業大臣が定める期限 <同第5号>

-4. 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法第3第2項の規定に基づき、

同項の事由 並びに 環境大臣及び経済産業大臣が定める期間 <同第6号>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告期限等が延長されます。

温対法に基づき温室効果ガス排出量を報告等する事業者に適用されます。

<参考> 経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200605006/20200605006.html>

3. 新型コロナウイルス感染症の影響による 化管法 に基づく届出等の期限延長について

-1. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する

法律施行規則の一部を改正する省令

<財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号>

(2件共2020.6.12公布、同日施行)

-2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の

規定に基づく事由及び財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、

国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件

<財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第1号>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、化管法に基づく届出等期限が2020.7.31まで延長されます。

化管法に基づき第1種指定化学物質の排出量等を届出等する事業者に適用されます。

<参考> 経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.3.html

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による 化審法 に基づく届出等の期限延長について

-1. 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

＜厚生労働・経済産業・環境省令第2号＞(3件共2020.6.12公布、同日施行)

-2. 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の規定に基づく事由並びに厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める期限を定める件 ＜厚生労働・経済産業・環境省告示第5号＞

-3. 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期限を定める件 ＜経済産業省告示第127号＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、化審法に基づく一般化学物質等並びに第2種特定化学物質等の製造・輸入の実績数量等の届出期限が2020.7.31まで延長されます。

化審法に基づき該当化学物質の製造・輸入の実績数量等を届出する事業者に適用されます。

＜参考＞経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

＜参考＞経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

5. 新型コロナウイルス感染症の影響による 水銀汚染防止法 に基づく報告等の期限延長について

-1. 水銀含有再生資源の管理に関する省令の一部を改正する省令

＜内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第2号＞
(4件共2020.6.12公布、同日施行)

-2. 水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令

＜総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号＞

-3. 水銀含有再生資源の管理に関する省令第2条の規定に基づく事由

及び主務大臣が定める期限を定める件 ＜内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第1号＞

-4. 水銀等の貯蔵に関する省令第3条の規定に基づく事由及び主務大臣が定める期限を定める件

＜総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第1号＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、水銀汚染防止法に基づく報告等期限が2020.8.31まで延長されます。

水銀汚染防止法に基づき水銀等の貯蔵量、管理状況を報告する事業者に適用されます。

＜参考＞なし

以 上